

平成二十三年十一月十五日提出  
質問第五二二号

特定の政党による国有地の無償利用の是非に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

## 特定の政党による国有地の無償利用の是非に関する質問主意書

本年十一月一日の新聞報道によると、自由民主党本部がある東京都千代田区永田町一丁目の、衆議院が所有する土地（以下、「衆議院所有地」とする。）の一部が、同党に無償で貸与されていたことが明らかにされたとのことである。一方で同党は、同党本部の敷地約七割に相当する、財務省が所有する約三三〇六㎡の土地（以下、「財務省所有地」とする。）については、同省との間で貸付契約を結んでいるとのことである。右を踏まえ、以下質問する。

- 一 「財務省所有地」について、同省はいつから自民党と貸付契約を結んでいるか。
- 二 「財務省所有地」を利用することについて、自民党から財務省に賃料が支払われるようになったのはいつか。その時期と、これまでの賃料の推移を明らかにされたい。
- 三 「衆議院所有地」を自民党が利用するようになったのはいつからか、政府として把握しているか。
- 四 「衆議院所有地」の自民党に対する賃料は、これまで累積した分を合算するといくらくらに相当するか、政府として把握しているか。

## 五 国有地の定義如何。

六 「衆議院所有地」並びに「財務省所有地」は国有地に該当するか。

七 「衆議院所有地」も「財務省所有地」も等しく国有地であり、国民の財産であると思料するが、ある特定の政党に対し、一方は賃料を徴取する形で貸与され、もう一方は無償で貸与されてきたことは適切であるか。政府の見解如何。

右質問する。